



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和 2 年 8 月 5 日
松 江 地 方 気 象 台

島根県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

島根県の洪水警報・注意報の発表基準を、より適切な値となるよう見直しました。

新しい発表基準は、令和 2 年 8 月 6 日 13 時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込み及びデータの計算処理手法の改良を行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「洪水警報の危険度分布」の判定の改善を図ります。

今後も、最新のデータと知見に基づき、気象災害による被害の防止・軽減に努めてまいります。

記

- 1 基準変更日時
令和 2 年 8 月 6 日（木）13 時
- 2 基準を変更する市町村
○洪水警報・注意報
島根県内全市町村
- 3 発表基準
8 月 6 日 13 時以降、以下の URL（気象庁ホームページ）に掲載します。

警報・注意報発表基準一覧表（島根県）

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/shimane.html>

【参考】

島根県の気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/jp/warn/337_table.html
大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html
洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html

問合せ先：松江地方気象台 担当 奥井

電話 0852-22-3784 F A X 0852-22-3827